

News Letter

Vol.
29

発行日：2018年1月 発行者：公益社団法人ひょうご被害者支援センター 事務局：TEL 078-362-7512 URL：<http://supporthyogo.org>



表紙の写真 「兵庫県公館」(神戸市中央区)

明治35(1902)年に兵庫県本庁舎として建設され、昭和60(1985)年に迎賓館と県政資料館として整備されました。近年は映画のロケ地としても人気です。

ひょうご被害者支援センター シンポジウム

～よりよい設立記念～

テーマ 「性犯罪における検察庁の取り組み

～性虐待被害を聴く方法～」

基調講演 講師 大阪高等検察庁

検事 田中 嘉寿子

1 性犯罪の罰則改正について

今年6月、性犯罪に関する刑法が改正されました。今後ますます性犯罪被害者への支援が充実されることを祈念し、まず、改正刑法の要点を御紹介します。

- 1) 性犯罪が非親告罪化されました。被害届を出した上、更に起訴するために告訴を要するのは、被害者の心理的負担が大きいので、不要とされました。ただし、被害者が起訴してほしくないと明示しているのに、無断で起訴することはありません。被害者の証人尋問が必要になった場合に出廷していただければ、有罪の見込みがないことになるので、被害者の御意思を無視することはできないからです。
- 2) 強姦罪の名称が強制性交等罪に変わりました。被害者が「女子」から「人」に変わり、男性も含められました。「性交等」には、陰茎の膣への挿入のみならず、肛門内及び口腔内への挿入が追加されました。これは、身体内部への挿入性被害があると、被害者のPTSD等の症状が重い点では同様であるという被害者やその治療に当たる精神科医や臨床心理士の方々の御意見を反映した改正です。
- 3) 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪が新設されました。監護者が、その影響力に乗じて18歳未満の者に対し、性行為をした場合は、何ら暴行・脅迫がなくても、罪になります。被害者の「同意」があっても、「被害者の方から誘った」と弁解されても、犯罪になり得ます。監護者は、子供が適切に性的自己決定ができるように養育すべきだからです。性的虐待を受け続けて監護者の機嫌を取って生きざるを得ないいわば常時抵抗不能状態に置かれた子供の心理に即した画期的な改正です。
- 4) 強制性交等罪の法定刑が、強盗と同じにまで引き上げられました。これは、被害者や支援団体からの要望や、実際の量刑傾向を踏まえた改正です。

2 児童虐待について

1) 児童虐待の現状

平成28年度の児童相談所と市町村への児童虐待の通告件数は、合計約15万件を超えます。しかし、警察の児童虐待の検挙件数は1081件であり、通告件数の1%未満であり、少なすぎると思います。虐待死亡件数は、毎年約70～100です。今の日本で毎年子供がそれだけ死ぬような病気



は、虐待しかありません。

児童福祉分野の方は、児童虐待を犯罪としてではなく、加害親も含めた家族支援を重視することが多いですが、ほとんどの虐待は、犯罪に該当します。全ての通告を警察に通報する必要はなく、家族支援が適切な場合が大半でしょうが、児相の方は、自分の担当事件の中で、今年のワースト1を警察に通報するようにしていただけないでしょうか。コンスタントに刑事事件を経験することで、刑事事件化した場合の業務に慣れ、捜査と福祉の連携も円滑になるでしょう。

検察庁でも、必ずしも被疑者を処罰するだけではなく、起訴猶予にする場合、再犯防止を重視し、非常勤で採用している社会福祉士の協力を得て福祉機関との連携を深めています。軽微で起訴猶予になるような虐待事案では、検察と児相などの関係者が処分前カンファランス(協議)を行い、再犯防止・再虐待防止の連携を試みています。

2) 司法面接導入の経緯

児童虐待事件の裁判では、弁護人が被害児童の供述の信用性を争い、実験心理学者に子どもの供述の信用性を弾劾する意見書を作成させて裁判所に提出し、裁判所が子どもの供述の信用性を否定して無罪判決を出すことが増えてきました。

そこで、平成27年、検察庁、警察庁、厚労省(児童相談所)が、それぞれ、相互に連携し、三者協同面接を推奨する通知を発出しました。これを受けて、各地検では、警察・児相との連絡窓口を設置し、三者協議会を開催し、勉強会を実施するなどの連携を始め、三者協同の司法面接を応用した取調べが捜査で導入され始めました。

3) 司法面接の特徴

子どもは、被暗示性が高いとされているので、司法面接では、誘導質問をせず、自由に語らせるオープン質問を用い、録音・録画するため、調書は原則として作成しません。面接室には付添人等

も入れず、面接者と子供の2人だけです。バック・ルームに多機関の関係者が入り、各機関が保護処分や捜査に必要な質問をまとめて行い、聴取回数を原則1回、必要最小限にして子供の負担を減らします。

また、司法面接には、複数のプロトコル（準則）があり、人形などの補助具を使うものと使わないものがあります。人形（性教育用の性器があるもの）を使う場合、子どもが被害事実を話した後に、人形を使って被害状況を再現させます。別途再現実況見分をする必要がなく、録画からスクリーンショットを使って再現見分調書の代わりにできますので、子どもの負担軽減になります。

4) 児童虐待事件の捜査・公判の困難さと対策

児童虐待事件は、家庭内で第三者の目撃者や防犯カメラなどもないため、被疑者の多くは否認し、被害者の子どもは幼く供述が困難で、親族等の目撃者も加害親に味方して捜査に非協力なことが多いです。家庭内の証拠物や証人は、加害親の支配下にあるため、児童相談所と警察が連携しなければ、容易に証拠隠滅されます。

日本には、海外のような虐待専門医や法小児科医の認定制度がなく、児童虐待に精通した医師は、子ども虐待医学会に所属しているような方々くらいで少ないため、医学的証拠が正しく診断されず、また、法律家も診断結果を適切に評価できないことがあります。子どもの虐待に精通した専門医が必要です。

5) 通告における子どもの記憶の汚染防止（RIFCR）

子どもが虐待被害を身近な大人に話すことを「開示」と言います。従来は、開示を受けた親や教師らが、「誤った通告をしないように」何度も子どもに聞いたり、加害親に確認してかえって子どもを危険にする誤った対応が多かったです。アメリカのRIFCR（リフカー）（子どもの権利擁護センターによる通告手法）をマスターし、「What」と「Who」（何を誰にされたか）だけを聴き、虐待の「合理的疑い」があれば児相に通告し、余計なことは聴かず、子どもの記憶を汚染しないことが大切です。

6) 児童虐待の刑事手続の意義

虐待を受けた子どもの脳について、脳画像研究が進み、身体的虐待・性的虐待では脳が委縮し、心理的虐待（暴言虐待）では脳のシナプスが適切に刈り込まれず、いずれも脳機能を阻害することが解明されつつあります。子どもの脳は、被虐待環境から脱して適切な養育を受ければ発達し得るので、できるだけ早く救い出す必要があります。

日本の福祉制度には、海外のような加害親への退去命令制度がなく、子どもが児相に一時保護されます。子どもは、自分が悪いことをして家庭から追放されたように感じるようです。それでは、自責感に苦しむ子どもに「あなたは悪くない」と言っても納得できません。加害親こそが責任を負うべきです。

7) 司法面接の目的：子どもの負担軽減と虐待事実の解明

従来の捜査では、通告後、子どもは、児相で被害確認面接を受けた後、警察に通報がなされると、警察・検察庁で何度も話を聴かれ、精神的負担が重かったです。

また、何度も同じことを聞くと、子どもは、前の話が信じてもらえなかったのかと思って違う話をするおそれがあると言われており、正確な供述を聞き出すためにも、誘導しないでできるだけ少ない回数で聴取する司法面接の導入が必要とされました。子どもの集中できる時間は年齢×5分程度が目安です。

3 被害者聴取の留意点

1) 司法面接の流れ

日本で普及している主な司法面接法は、NICHHDプロトコルとChildFirstプロトコルです。誘導質問しないこと、「私がまちがっていたら教えてね」「分からないことは分からないと言ってね」「忘れたことは忘れたと言ってね」などの約束事は共通です。NICHHDでは補助具の人体図や人形を使わず、ChildFirstでは使う点が違います。

司法面接の流れは、①事前ミーティング、②ラポールの形成、③被害事実の聴取、④終結、⑤事後ミーティングです。十分なラポールを形成し、子どもが被害開示してくれるまでは難しいです。事実を聴取する際、オープン質問で具体的な供述を引き出すことも大事ですし、子どもが答えやすい順に、「何を」「誰に」「どこで」「どんなふうに」されたかを聞き、子どもが答えにくい「いつ」は最後に日時の手掛かりとなる情報を聞くようにします。終結時、子どもが、つらい、怖い記憶の蓋を開けて一所懸命語ってくれたことに謝意を表し、その蓋を閉めて日常生活に戻れるように、気持ちを中立化する、日常的な話題を振ることが大事です。

2) 「なぜ」禁止

「なぜ」は、相手を非難する言葉なので、被害者の聴取では使ってはいけません。

しかし、性被害者は、必ず、弁護側から、「なぜ被害を回避しなかったのか」「なぜ抵抗／逃走しなかったのか」「なぜ助けを求めず、すぐ被害届を出さなかったのか」を聞かれます。そこで、「なぜ」という被害者の内心に原因があるかのような表現を使わず、「どういうことで抵抗できなかったのですか」と外部的事情を聞き、「もし、抵抗すればどうなっていたか」と仮定的質問をすると答えやすくなります。

3) 被害者の反応

被害者は、急に被害に遭うと、凍結反応・迎合反応に陥りやすく、抵抗が困難です。

これが虐待で常態化すると、性的虐待順応症候群に陥り、秘密を守って誰にも開示できず、学習性無力感を感じつつ、親の機嫌を伺って迎合しながら被虐待環境で生き延びるほかなくなり、開示しても自分だけが家族から引き離され、非加害親に拒否的態度を取られると、撤回してしまうことも少なくありません。このような撤回を防止するためには、被害者も、非加害家族も、支援していく必要があります。

4 終わりに

被害者を支援する皆様の活動は、今後ますます重要になります。どうぞよろしくお願いします。

パネルディスカッション

「専門職としての関わり・現状と展望」

～私たちはこんな支援をしています～

パネリスト

田 中 嘉寿子 (検事)

田 口 奈 緒 (医師)

坂 田 美和子 (臨床心理士)

コーディネーター

西 部 智 子 (弁護士)

●田口 奈緒先生 医療の分野から

何度も何度も面接を繰り返すのを見てきたので、早く司法面接が確立されればいいと思います。私は医者としてどういう支援をしているかというより、淡々と、粛々と医者としての仕事をしています。2013年に「性暴力被害者支援センター・ひょうご」を開設し、2014年に県立尼崎総合医療センター内に移り、2017年4月NPO法人化し、医療中心のサポートをしています。

性被害の急性期に産婦人科で出来ることは、①傷の手当て②証拠採取③妊娠の予防④性感染症の予防です。これらは特別なことではなく、産科医が日常的にしている事です。対応の原則は、本人の必要とする事、希望する事が優先で、性暴力があったかなかったかを証明する事ではなく、ケアを提供する事が役割です。そして、治療や処置にはしっかりと説明をし、同意を得る事。観察した所見を正確に記録する事です。又、診察の時間帯や部屋など、周囲に被害者だとわからないように配慮する事、チェックリストがあるので、被害の状況を本人から詳しく聴く必要はありません。

物的証拠はとても大事で、きちんとした事実を医療者が採ること。性器外傷は写真撮影をし、コルポスコピーの写真を見せて話をすると安心します。

被害にあうと、他の子とは違うと思うってしまうがそうではない。証拠採取も大事だが、性の健康教育が大切です。なぜなら被害者は、性的逸脱行為、性産業、薬物被害に繋がることが少なくないからです。

心がけているのは、普段の事を聴く、自分で選ぶ、本人の気持ちを尊重する事です。

「点から線へ、線から面へ」センターの支援員など、配慮できる環境が必要です。

「サバイバーにとって良い医療とは、他の全ての人にとって良い医療である」東京まつしま病院の佐々木静子先生の言葉を座右の銘に支援をしたいと思います。

●坂田 美和子先生 心理の分野から

お二人の先生のお話を聞きながら、「(相談者の意思や言葉を大切にするという面で)一緒、一緒」と思いました。県警の少年補導員の時、最初に受けた相談が性被害でした。その後刑務所の仕事で加害者と接するうちに、被害者の事を知らずに加害者の再犯防止に携わっていいのかと思い、支援センターの心理相談をするようになりました。

相談者は、直接支援員の初回面接を終え、心理相談を希望された方で、料金は無料です。場所は、ひょうご被害者支援センター内の相談室、最寄りの警察署、或いは相談者の自宅です。相談者の承諾を得て、センターや県警の支援室から必要な情報提供を受けるので、詳しい被害内容を語ってもらう必要はありません。心理相談では、相談者が心理相談に何を求めているか、何にお困りなのかを聴きとって、その内容に沿って進めていくのですが、まずは、どの相談者の方にも“心理教育”と言って「自分の心と身体に何が起こったのか」、「心と身体に起こった大変な症状をどう考えるとよいのか」をわかりやすく説明します。犯罪の被害に遭うというようなトラウマ体験をした方には、悪夢やフラッシュバックというような「侵入症状」、不眠・イライラ感・過剰な驚愕反応や警戒心というような「過覚醒症状」、

被害のことを想起させる思考、感情、人、場所、会話などを避ける「回避症状」、自分や他者や社会に対する不信感や物事への捉え方が変わってしまう「非機能的認知」というような変化が生じます。このような変化はトラウマ体験をした人には誰でも生じる当たり前の反応であることをお話します。被害者がお子さんであった場合は、同じ内容を保護者の方に知っていただくことが、回復に向けてとても大切なことだと思っています。



心理相談で大切にしているの

は、「無力感や無価値感からの回復」です。困難な課題への対処法を考えることができ、それを実行できる力(自己効力感)がある事を“チャレンジ”を通して実感するお手伝いをしています。回復を困難にしていることの一つは、性被害に対する間違った社会認識です。レイプはセックスではない、強制わいせつは性的な行為ではない、性被害にあうのは、女性、女兒だけではない。性被害者は、被害を周囲に言えず、どんなに心身が辛くても普段通りの生活をし、被害を悟られないようにしています。

パネルディスカッション コーディネーター 西部 智子先生（弁護士）

- ・西部 被害者の方に、どんな安心・安全の場を与えているのか
- ・田中 日程調整にはとても気を遣う。被害者は周囲に知られたくないという気持ちが強い。又最近は裁判の記録でもプライバシーを書くことが減ってきた。
- ・田口 産婦人科の診察を受けるときは誰でも緊張する。内診台を見てもらい、何のために診察するのかを説明する。
- ・坂田 場所の安心・安全をまず大切にする。最初と最後は日常のことを話すようにしている。
- ・西部 被害者の体験を証拠化する中で注意していることは
- ・田中 被害者の言葉をそのまま使うこと。五感の感覚を大事にする。又、別々のところから被害の裏付けをとること。
- ・西部 性被害では傷が残らないことが多いのか。
- ・田口 被害者の年齢による。被害から早い時期に病院に来てもらった方が証拠が採れる。
- ・西部 性被害は表には出ない。2014年度内閣府男女共同参画局の男女間における暴力に関する調査によれば、異性から無理やりに性交された被害の有無について、相談しなかったという回答が、67.5パーセントという結果だった。適切に早く支援につながってほしい。刑事事件にできず、賠償金ももらえない人もいる。心理的に辛い思いをしている被害者が多い。被害を受けた人が、早期にケアを受けることが大切。
- ・田中 生きづらい思いの人は多い。センターのような所で支援を期待する。
- ・田口 点から線へ。お願いしたいのは、支援にかかわる医師を増やしてほしい。医師を育ててほしい。
- ・坂田 みんなと同じ考えを実感できてうれしい。言葉に気を付けていきたい。
- ・西部 被害者の回復に向けて、色んな職種が手を取り合って住みよい社会にしていきたい。

～被害の潜在化防止と被害者支援充実への期待～

兵庫県政策創生部長 山口 最 丈



公益社団法人ひょうご被害者支援センターの皆様方には、犯罪被害者支援にご尽力されていますことに心から敬意を表します。

さて、全国の犯罪被害者支援センターが、平成28年度に受けた約2万5千件の被害相談のうち、性的暴行や強制わいせつなどの性被害に関する相談は約5割を占め、性被害の相談は増加傾向にあります。

ひょうご被害者支援センターが、平成28年度に受けた被害相談のうち、約4割は性被害の相談となっています。同センターの支援員は、被害者が裁判所、検察庁、病院などへ出向く際に同行支援をされていますが、それら同行支援を希望した相談者のうち、性被害相談者は6～7割を占める状況となっています。性被害者支援の必要性は高くなっています。

また、内閣府が実施したアンケート調査によると、性被害に遭った人の約7割は誰にも相談しない、との結果が報告されています。警察に相談する人はわずか4.3%にすぎません。性被害は潜在化しやすいという特徴があります。

このような状況を踏まえ、兵庫県では、警察に相談できない性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止するため、「ひょうご性被害ケアセンター『よりそい』」を昨年4月1日に開設しました。支援内容は、電話相談、面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士等による心理相談、医療機関等への同行支援、医療費助成としています。

とりわけ、被害者への医療面での支援には力を入れており、現在、県内59の医療機関と連携して、急性期の診療を受けられる体制を構築しているほか、それら医療機関の医師や看護師等が、通常診療とは異なる留意事項等を学ぶ研修会を開催しています。引き続き、連携医療機関を増やし、支援の充実を図っていきたいと考えています。

この『よりそい』の運営は、ひょうご被害者支援センターに委託し、専門的な知識やノウハウを持つ同センターの相談員・支援員に性被害者支援にあたっています。同センターは、関係機関や他府県の同様のセンターとも緊密に連携されており、専門性の高い運営を非常に心強く思っています。

昨年7月、刑法が110年ぶりに大幅改正され、「強姦罪」が「強制性交等罪」に変更されて男性も被害対象となったほか、性犯罪が厳罰化されました。こうした動きと連動し、加害者への厳罰に対し、もう一方の車輪ともいえる被害者への支援を行う『よりそい』が担う役割は非常に大きいと考えています。『よりそい』は、男性も支援対象としており、これまで受け皿がほとんどなかった男性被害者への支援の一翼を担っていただきたいと考えています。また、性被害者は、何年にも渡り、人によっては何十年も被害に苦しまれるということを重く受け止め、『よりそい』ではできるだけ早い段階で一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を行っていただき、被害者の心身の負担が少しでも軽減されることを願ってやみません。

ひょうご被害者支援センターの益々のご発展を祈念し、挨拶とさせていただきます。

▶▶▶ ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」実績 ◀◀◀

よりそい電話相談内容の内訳（平成29年4月～11月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
強姦	4	6	19	23	15	8	26	22	123
強制わいせつ	6	6	2	3	2	1	1	2	23
その他の性被害	1	0	0	0	0	1	0	0	2
D V・S T	0	0	1	0	0	0	0	1	2
児童虐待	0	0	0	1	2	0	4	1	8
その他	5	2	7	3	0	3	2	4	26
合 計	16	14	29	30	19	13	33	30	184

初 回 面 接	7
法 律 相 談	4
心 理 相 談	4
医療同行支援	0
そ の 他	1
合 計	16



日頃、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」で、積極的に被害者支援活動にご協力下さっている女性弁護士の先生をご紹介します。

質問

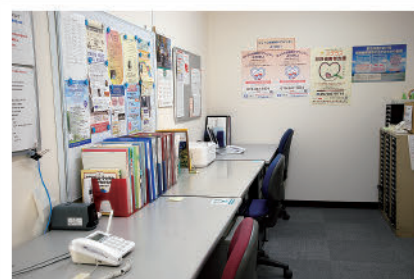
- ① 弁護士になられた動機は？
- ② 被害者支援の活動を始められたきっかけは？
- ③ 支援をやってみての感想
- ④ 被害者の方へのエール



明石 葉子先生 みなと法律事務所	高橋 朋子先生 吉川・高橋法律事務所	鳥山 直美先生 北摂中央法律事務所
① 「法律」を足掛かりに、困っている立場にある人々の役に立つような仕事がしたいと考えたためです。 ② 理事の中川先生、河瀬先生にお声かけいただいたことがきっかけです。 ③ 被害にあわれた方が、少しずつ回復されていく過程に立ち会うことを通じて、学ぶことが多いです。 ④ 犯罪被害という辛い経験を重たい荷物に例えるならば、小さな荷物から一つずつでも荷物を減らしていくためのお手伝いができればと思います。	① 父が弁護士だから、というのが最も大きな動機かもしれませんが、法学部出身でもなく、社会人経験をした後、弁護士になりました。 ② 被害者支援をされている他の先生から、お声をかけていただいたのが始まりです。 ③ 支援をさせて頂いて本当によかったと、毎回思っております。経験の積み重ねが次の支援の支えになっています。 ④ 一緒に、一つずつ考えていきましょう。	① 高校生の時、休職しても又現場に復帰できる仕事をしたい、そのためには資格がある方がいいと思い、この仕事を選びました。 ② 司法修習生の時、指導担当の先生から、被害者参加制度以前の被害者支援活動の話を聞き興味を持ちました。 ③ 通常の事件とは違った配慮が必要とされる大変な事件ですが、他の事件では得られないやりがいがあると思います。 ④ どうしたらいいのかわからない時、とりあえず弁護士に声をかけてみて下さい。皆さんが少しでも前に進んでいくお手伝いが出来ればと思います。

新しいセンターの面談室、電話相談室

- ・面談室は、グリーンを配置し、被害者の方に少しでも安心してお話していただけるよう、落ち着いた色合いにしています。壁には、センターの支援員のご家族が描かれた絵が飾られています。
- ・電話相談室は、犯罪被害全般と性被害専用（よりそい）にわかれています。それぞれの相談に的確に対応できるよう、資料の位置などを工夫しています。以前の事務所より広くなり、支援員も活動しやすくなりました。



「みんなの想い届けて」

～交通犯罪被害者の声～

交通犯罪の被害者やその遺族の方々が裁判所において述べられた意見陳述を一冊にまとめたものです。

被害者やその遺族の心情をより一層理解していただくとともに、「被害者も加害者も作らない社会」を実現していくために何をすべきかを、この機会に考えていただければ幸いです。

この冊子をご希望の方は

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

電話：078-362-7512 までご連絡ください。（無料配布しています）



私たちの活動は、会費や寄付等で支えられています。支援はすべて無料で行いますが、支援員の養成・研修・広報啓発活動・事務局の運営などに経費を必要とします。被害者の方が安心して相談できるための活動を理解し、ご支援・ご協力をお願い致します。

会 員 募 集

ひょうご被害者支援センターの活動を支える仲間を募集しています。ご協力をお願い致します。

年 会 費	正 会 員	個 人	5,000円	郵便振替 口座番号：00940-7-305791 口座名義：公益社団法人 ひょうご被害者支援センター
	賛助会員	個 人	一口 1,000円（何口でも可）	
		団 体	一口 10,000円（何口でも可）	

編 集 後 記

昨年4月に、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」が開設されました。支援員も日々勉強しながら、被害者の方に少しでもよりそえるように努力しています。今回のニュースレターを通し、性被害に対する理解が深まることを願っています。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談

祝日・12/28～1/4・8/12～8/16は除く

犯罪被害全般

性被害専用

性被害ケアセンター よりそい

なやみみんなで
☎078-367-7833

火・水・金・土 午前10時～午後4時

なやみなし
☎078-367-7874

月・火・水・金・土 午前10時～午後4時

